

告 示

埼玉県告示第千百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・二・八号 道場三室線
及び三・四・十五号 大谷場高木線

三 事業施行期間

令和三年十月十二日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

埼玉県さいたま市桜区大字下大久保、栄和六丁目、道場二丁目、栄和一丁目、

町谷二丁目、中島四丁目、道場四丁目、大字道場地内

口 使用の部分

なし

イ 収用の部分